

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文
 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>市町村の合併の特例に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 第三章（略）</p> <p>（削除）</p> <p>第四章 補則（第五十八条・第五十九条）</p> <p>第五章 罰則（第六十条 第六十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の円滑化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。</p>	<p>市町村の合併の特例等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 第三章（略）</p> <p>第四章 市町村の合併の推進に関する構想等（第五十八条 第六十四条）</p> <p>第五章 補則（第六十五条・第六十六条）</p> <p>第六章 罰則（第六十七条 第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。</p>

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第六条 (略)

2~5 (略)

(削除)

6 | (略)

7 | (略)

8 | 第六項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二條第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四條第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特別区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会(地方自治法第二百二條の五第一項に規定する地域協議会をいう。)又は当該合併特別区の合併特別区協議会の意見を聴かなければならない。

9 | 第四項の規定は、第六項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。

第二章 地方自治法の特例等

(市となるべき要件の特例)

第七条 (削除)

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第六条 (略)

2~5 (略)

6 | 第六十一條第二十三項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、同条第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 | (略)

8 | (略)

9 | 第七項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二條第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四條第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特別区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会(地方自治法第二百二條の五第一項に規定する地域協議会をいう。)又は当該合併特別区の合併特別区協議会の意見を聴かなければならない。

10 | 第四項の規定は、第七項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。

第二章 地方自治法の特例等

(市となるべき要件の特例)

第七条 次に掲げる処分については、地方自治法第八條第一項各号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、人口三万以上を有することとする。

地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

(議会の議員の定数に関する特例)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第八条第三項」と、同法第一百十一条第三項中「地方自治法第九十条第五項又は第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)(の)」の日」とする。

5・6 (略)

7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第

一 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの(次項の規定に該当するものを除く。)

二 地方自治法第八条第三項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの(当該市町村の合併の日に市とするものに限る。)

2 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

(議会の議員の定数に関する特例)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法第一百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)(の)」の日」とする。

5・6 (略)

7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第

六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。

8 (略)

(地方交付税の額の算定の特例)

第十七条 国が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十号)に定めるところにより合併市町村に対して毎年度交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度については、同法及びこれに基づく総務省令で定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定め率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。

8 (略)

(地方交付税の額の算定の特例)

第十七条 国が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十号)に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合には、合併市町村については、同法第十三条に定めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く九年度について、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く七年度について、当該市町村の合併が平成二十一年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度について、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

(地域自治区の区長)

第二十四条 (略)

(地域自治区の区長)

第二十四条 (略)

27 12 (略)

13 地方自治法第六十五条第二項及び第七十五条第二項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第六十五条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「区長（市町村の合併の特例に関する法律第二十四条第一項に規定する区長をいう。以下同じ。）」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第七十五条第二項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。

14 (略)

第三章 合併特例区

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

第三十六条 (略)

27 6 (略)

7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地

27 12 (略)

13 地方自治法第六十五条第二項及び第七十五条第二項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第六十五条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「区長（市町村の合併の特例に関する法律第二十四条第一項に規定する区長をいう。以下同じ。）」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第七十五条第二項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。

14 (略)

第三章 合併特例区

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

第三十六条 (略)

27 6 (略)

7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通

方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区の財産の処分等の制限)

第四十九条 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

- 一 (略)
 - 二 不動産を信託する場合
 - 三 (略)
- 2 (略)

(削除)

(削除)

地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区の財産の処分等の制限)

第四十九条 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

- 一 (略)
 - 二 財産を信託する場合
 - 三 (略)
- 2 (略)

第四章 市町村の合併の推進に関する構想等

(基本指針)

第五十八条 総務大臣は、第一条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下この条及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する構想を定めるに当たりよるべき基準
- 3 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(構想の作成等)

第五十九条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、当該都道府県にお

(削除)

る自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下この条において「構想」という。）を定めるものとする。

2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

二 市町村の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ

四 前号の組合せに基づき自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項

3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村合併推進審議会）

第六十条 前条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下この条において「市町村合併推進審議会」という。）を置くものとする。

2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する重要な事項を調査審議することができる。

3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（削除）

(合併協議会設置の勧告等)

第六十一条 都道府県知事は、地方自治法第二百五十二条の第四項の規定により、構想対象市町村に対し、第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、政令で定めるところにより、その旨並びに当該勧告をした日及び同日の翌日から起算して七十五日を経過する日(以下この条において「七十五日経過日」という。)を公表しなければならない。

3 第一項の規定により勧告を受けた構想対象市町村(以下この条において「合併協議会設置勧告対象市町村」という。)の長は、当該勧告を受けた日から三十日以内に、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の第二項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

4 合併協議会設置勧告対象市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに公表し、かつ、第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事(以下この条において「勧告をした都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

5 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勧告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長から同項の規定による報告を受けた日(第七項において「報告完了日」という。)をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。ただし、七十五日経過日までに、いずれかの合併協議会設置勧告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けていないときは、七十五日経過日後直ち

に、その旨及び同項の規定による報告を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の議会の審議の結果をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。

6 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。

7 第三項の規定による議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可決した合併協議会設置勧告対象市町村（第十六項において「合併協議会設置協議可決市町村」という。）以外の合併協議会設置勧告対象市町村（以下この条において「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。）の長は、報告完了日（第五項ただし書の規定により通知を受けたときは、七十五日経過日。以下この条において「基準日」という。）から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。

8 勧告をした都道府県知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。

9 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。

10 第八項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から第七項後段の規定により報告があった旨のものであった場合には、合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は

- 、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 11| 合併協議会設置協議について可決しない市町村において、基準日から十三日以内に第七項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 12| 前項の規定による請求があつたときは、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長に対し、これを通知しなければならない。
- 13| 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を勧告をした都道府県知事に報告しなければならぬ。
- 14| 勧告をした都道府県知事は、第七項後段の規定による報告をしなかつたすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
- 15| 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会（第十一項の規定による請求があつた場合には、同項の代表者及び選挙管理委員会）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 16| 第十四項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議可決市町村の長は、その旨を公表しなければならない。
- 17| 第十項又は第十五項の規定による通知があつたときは、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、政令で定めると

ころにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならぬ。

18| 合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長（第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者及び当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長）に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

19| 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、その結果を勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。

20| 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。

21| 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、その結果を公表するとともに、第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者にこれを通知しなければならない。

22| 第十七項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併協議会設置協議について可決しない市町村の議会が可決したものとみなす。

23| すべての合併協議会設置勧告対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、すべての合併協議会設置勧告対象市町村は、当該合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

24 第十一項の規定による請求があつた場合において、前項の規定により合併協議会が置かれたときは、合併協議会設置勧告対象市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第十一項の代表者に通知しなければならない。

25 地方自治法第七十四条第五項の規定は第十一項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は第十一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、「同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

26 民事訴訟法第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

27 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、第十七項の規定による投

票について準用する。

28 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

(報告の徴収)

第六十二条 構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いているときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めることができる。

(合併協議会に係るあつせん及び調停)

第六十三条 構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いている場合において、当該合併協議会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は、当事者が当該合併協議会の委員の過半数の同意を得て行う文書による申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あつせん又は調停を行わせることができる。

2 地方自治法第二百五十一条(第二項後段及び第三項第四号から第七号までを除く。)(及び第二百五十一条の二)(第一項を除く。)(の規定は、市町村合併調整委員について準用する。この場合において、同法第二百五十一条の見出し中「自治紛争処理委員」とあるのは、「市町村合併調整委員」と、同条第一項中「自治紛争処理委員」とあるのは、「市町村合併調整委員」と、「普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下本節において「都道府県の関与」という。))に関する審査及びこの法律の規定による審査請求、再

(削除)

(削除)

審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理」とあるのは、「市町村の合併の特例等に関する法律第三条第一項に規定する合併協議会の委員相互における同法第二条第一項に規定する市町村の合併に関する協議に係るあつせん又は調停」と、同条第二項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「優れた識見を有する者」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「市町村合併推進審議会の委員」と、同条第三項各号列記以外の部分中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同項第一号中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第二号中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第三号中「次条第七項又は第二百五十一條の三第十三項」とあるのは「次条第七項」と、同条第四項及び第五項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同法第二百五十一條の二第二項中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同条第三項及び第四項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第五項及び第六項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同条第八項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第九項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「紛争に」とあるのは「協議に」と、「紛争の」とあるのは「協議に係る事件の」と、同条第十項中「第五項の規定による調停」とあるのは「第五項の規定によるあつせん又は調停」と、「事件の要点及び調停」とあるのは「事件の要点及びあつせん又は調停」と、「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、市町村合併調整委員に関し必要な事項

(削除)

は、政令で定める。

(市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告)

第六十四条 都道府県知事は、構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いている場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、当該合併協議会における市町村の合併に関する協議(第二十三条第一項若しくは第二項又は第二十六条第一項の協議を含む。)の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、当該勧告を受けた構想対象市町村に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

第四章 補則

(国、都道府県等の協力等)

第五十八条 国は、都道府県及び市町村に対し、これらの求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 (略)

3 国は、市町村の合併の進展に伴う地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、市町村の合併に関する

第五章 補則

(国、都道府県等の協力等)

第六十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 (略)

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、

助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

6・7 (略)

(特別区に関する特例)

第五十九条 (略)

第五章 罰則

第六十条 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

2 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名若しくは第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求若しくは選挙人の投票の請求に必要な関係書類を抑留し、損ない若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による

この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、この法律に定めるもののほか、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

6・7 (略)

(特別区に関する特例)

第六十六条 (略)

第六章 罰則

第六十七条 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

2 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名若しくは第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求若しくは選挙人の投票の請求に必要な関係書類を抑留し、損ない若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条

選挙人の投票の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けず
に又は選挙権を有する者が身体の故障若しくは文盲により請求者の署名
簿に署名することができないときでないのに、同条第三十項において準
用する地方自治法第七十四条第七項の規定により委任を受けた者（次項
において「氏名代筆者」という。）として請求者の氏名を請求者の署名
簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰
金に処する。

4 選挙権を有する者が身体の故障又は文盲により第四条第一項若しくは
第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四
条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者
の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する
者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該
署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、
三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の
請求又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の
投票の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付して
いない署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代表者の委任状を
付していない署名簿その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を
用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めることができる期間
外の時期に署名を求めた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の三
第三項の規定により出頭及び証言の請求を受けた関係人が、正当の理由

第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、選挙権を有
する者の委任を受けず又は選挙権を有する者が身体の故障若しくは文
盲により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、第
五条第三十項又は第六十一条第二十五項において準用する地方自治法第
七十四条第七項の規定により委任を受けた者（次項において「氏名代筆
者」という。）として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、
三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 選挙権を有する者が身体の故障又は文盲により第四条第一項若しくは
第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四
条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による
選挙人の投票の請求者の署名簿に署名することができない場合において
、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿
に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽
の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の
罰金に処する。

5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の
請求又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項
の規定による選挙人の投票の請求に関し、政令で定める請求書及び請求
代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めるための
請求代表者の委任状を付していない署名簿その他法令の定める所定の手
続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求
めることができる期間外の時期に署名を求めた者は、三十万円以下の罰
金に処する。

第六十八条 第五条第三十項又は第六十一条第二十五項において準用する
地方自治法第七十四条の三第三項の規定により出頭及び証言の請求を受

<p>がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第五条第三十一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第二節の規定により宣誓した関係人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上五年以下の禁錮に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>附則 (失効)</p> <p>第二条 この法律は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>けた関係人が、正当の理由がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第五条第三十一項又は第六十一条第二十六項において準用する民事訴訟法第二編第四章第二節の規定により宣誓した関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三月以上五年以下の禁錮に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第六十九条 (略)</p> <p>附則 (失効)</p> <p>第二条 この法律は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（合併市町村における保険料の賦課に関する特例）</p> <p>第二十三条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村は、同条第三項に規定する合併関係市町村の相互の間に保険料の賦課に著しい不均衡があるため、その全区域にわたつて均一の保険料の賦課をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併（平成三十二年三月三十一日までの間に行われたものに限る。）が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の保険料の賦課をすることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>（合併市町村における保険料の賦課に関する特例）</p> <p>第二十三条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村は、同条第三項に規定する合併関係市町村の相互の間に保険料の賦課に著しい不均衡があるため、その全区域にわたつて均一の保険料の賦課をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併（平成二十二年三月三十一日までの間に行われたものに限る。）が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の保険料の賦課をすることができる。</p>

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号）
（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（市町村の合併の特例に関する法律に係る特例）</p> <p>第三条 平成三十二年三月三十一日までの間における第十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は第二百六十一条第三項」とあるのは「若しくは第二百六十一条第三項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項若しくは第五条第二十一項」と、「同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項」とあるのは「地方自治法第八十五条第二項若しくは第二百六十二条第二項又は市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十三項」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（市町村の合併の特例等に関する法律に係る特例）</p> <p>第三条 平成二十二年三月三十一日までの間における第十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は第二百六十一条第三項」とあるのは「若しくは第二百六十一条第三項又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項、第五条第二十一項若しくは第六十一条第十七項」と、「同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項」とあるのは「地方自治法第八十五条第二項若しくは第二百六十二条第二項又は市町村の合併の特例等に関する法律第五条第三十三項若しくは第六十一条第二十八項」とする。</p>

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

別表（第七条関係）

市町村の合併の特例 に関する法律（平成 十六年法律第五十九 号）	第四条第一項及び第十一項並びに第五条第 一項及び第十五項	第三 条
	第五条第二十項において準用する地方自治 法第七十四条の二第二項	第五 条

改 正 前

別表（第七条関係）

市町村の合併の特例 に関する法律（平 成十六年法律第二十 九号）	第四条第一項及び第十一項、 <u>第五条第一項</u> 及び第十五項並びに第六十一条第十一項	第三 条
	第五条第二十項又は第六十一条第二十五項 において準用する地方自治法第七十四条の 二第二項	第五 条